平成２３年（再イ）第１０号

北海道北見市西富町２丁目13番３号

再生債務者　林　　友和

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月16日

釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２３年（再イ）第５６号

熊本市麻生田３丁目16番１号　フリーデハイム205号室

再生債務者　原田　俊二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月16日

熊本地方裁判所民事第１部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～70歳位の男性、身長161㎝位、着衣ベスト、長袖シャツ、ズボン、靴、遺留品現金2,067円、鍵、ショルダーバッグ、帽子、腕時計、メガネ２本

上記の者は、平成23年11月16日13時35分頃、埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地1762番地栄光院敷地内で発見されました。身元不明のため、遺体は火葬に付し遺骨は納骨しました。お心当たりの方は、当町福祉健康課へお申し出下さい。

平成24年１月５日

埼玉県　　松伏町長　会田　重雄

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢65歳位、身長155センチメートル位、女性、中肉、白髪を黒色に染めている、顔卵型、色白､茶毛皮コート､ベージュジャケット、茶ショール、茶ロングブーツ

上記の者は、平成23年12月６日午前３時48分、東京都墨田区文花一丁目29番都営文花一丁目団地６号棟わきで死亡しているところを発見された方です。

身元の特定が出来ませんでしたので、墨田区が火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は、墨田区福祉保健部厚生課までお申し出ください。

平成24年１月５日

東京都　　墨田区長　山﨑　　昇

公示送達

福井都市計画事業北部第七土地区画整理事業の書類の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による福井都市計画事業北部第七土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知は、送付したが受領を拒まれ、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその通知の内容を下記２のとおり公告する。

平成24年１月５日

福井都市計画事業北部第七土地区画整理事業

施行者　福井市

代表者　福井市長　東村　新一

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所又は判明している最後の住所及び氏名

⑴　住所不詳　池田　惣作
⑵　住所不詳　池田松五郎
⑶　住所不詳　黒川与一郎
⑷　福井市灯明寺町第43号６番地12
　　池内　孝造
⑸　福井市灯明寺町第52号５番地
　　大村　保子
⑹　福井市灯明寺町第７号22番地６
　　坪川恵美子
⑺　福井市灯明寺町第22号35番地
　　寺島　祥彦
⑻　福井市松本二丁目16番７号
　　前田　恭伸
⑼　福井市日光一丁目10番２号信開ベルシー日光410号室
　　森木恵美子
⑽　福井市高木町10字南寺田５番２
　　日光運輸合資会社（日光塚谷合資会社）
⑾　福井市長木町223番地
　　株式会社　松村工務店
⑿　住所不詳　松谷淑左ヱ門
⒀　住所不詳　南市右ヱ門
⒁　住所不詳　宮越　善吉
⒂　住所不詳　北出長兵ヱ
⒃　住所不詳　北　　梅吉
⒄　住所不詳　北出与三郎
⒅　住所不詳　北　喜太郎
⒆　住所不詳　松谷五郎松
⒇　住所不詳　吉村嘉左ヱ門
(21)　住所不詳　西井嘉太夫
(22)　住所不詳　屋武　七松
(23)　住所不詳　南　惣太郎
(24)　住所不詳　中谷喜太郎
(25)　住所不詳　西見　長八
(26)　住所不詳　西見　米吉
(27)　住所不詳　宮越多右ヱ門
(28)　住所不詳　田中　栄作
(29)　住所不詳　川端弥右ヱ門
(30)　住所不詳　寺島　岩吉
(31)　福井市舟橋町９号30番地
　　竜田　利嗣
(32)　福井市舟橋町７号36番地
　　鈴木欽二郎
(33)　福井市舟橋町７号30番地
　　井上弥佐治郎
(34)　福井市高木町３号９番地
　　坂井仁三郎
(35)　大手町154
　　寺島　吉蔵
(36)　灯明寺町19の20
　　小寺　憲吉
(37)　灯明寺町19の20
　　小寺　京松
(38)　福井市灯明寺町23の40
　　滝内庄太郎
(39)　福井市灯明寺町27の26
　　塩田宇三郎
(40)　福井市灯明寺町24の20
　　黒島正治郎
(41)　福井市灯明寺町23の21
　　塩田佐太郎
(42)　福井市灯明寺町25の10
　　小林　初吉
(43)　福井市舟橋新町15号10番地
　　川畠弥三吉
(44)　福井市舟橋新町15号28番地
　　西見喜代治
(45)　福井市舟橋新町15号44番地
　　吉村幸五郎
(46)　福井市舟橋新町15号14番地
　　南　惣太郎
(47)　福井市舟橋新町14号47番地
　　田中　清吉
(48)　福井市舟橋新町15号13番地
　　松谷　捨吉
(49)　福井市舟橋新町15号３番地
　　山岸　政義
(50)　福井市舟橋新町14号57番地
　　和田　　等
(51)　福井市舟橋新町15号57番地
　　和田　惣作
(52)　福井市舟橋新町14号80番地
　　寺島　昭一
(53)　福井市舟橋新町11号108番地
　　中田　喜作
(54)　福井市舟橋新町11号64番地
　　松谷　　深
(55)　福井市舟橋新町15号10番地
　　藤田　　茂
(56)　福井市舟橋新町13号２番地
　　梅田　庄吉
(57)　福井市舟橋新町14号54番地
　　吉田栄太郎
(58)　福井市御幸一丁目５番20号
　　天谷　　強
(59)　住所不詳　小林嘉左ヱ門　外11名
(60)　住所不詳　黒川　仁吉　外14名
(61)　住所不詳　屋武吉郎右ヱ門　外20名
(62)　住所不詳　黒川　　哲　外24名
(63)　住所不詳　共有地

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、福井都市計画事業北部第七土地区画整理事業の換地計画において定められた事項について、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分します。

教示

１．この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福井県知事に審査請求をすることができます。

２．この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に福井市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３．上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に福井市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は、掲載を省略し、それらを福井県福井市舟橋新町４字71番地の北部第２号公園内掲示板において掲示する。